

## 「あいりん地域まちづくり会議」開催要綱

### (目的)

第1条 新今宮駅周辺を中心とした、あいりん地域の今後のまちづくりについて、具体的な方針や計画等を決定するにあたり、地域の実情に基づいた意見を聴くため、「あいりん地域まちづくり会議」を開催する。

### (会議の委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者並びに地域住民及び地域において活動する団体の役職員のうちから、西成区長が委嘱する。

### (座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (開催期間)

第4条 会議は、この要綱の施行後、検討すべきテーマに関し、具体的な方針や計画等を決定するまでの間、開催する。

### (会議の公開)

第5条 会議の公開は、議事録の公開の方法により行うものとする。

2 前項の規定による公開に加え、会議映像の公開その他の方法による公開を行うことがある。

### (庶務)

第6条 この会議の庶務は、西成区役所総合企画課において処理する。

### (細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、西成区長が定める。

### 附則

1 この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

2 第3条第1項の規定により、座長が定まるまでの間、大阪市特別顧問（西成特区構想）がその職務を代理する。

### 附則

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。